第70回 全国労働衛生週間

令和元年10月１日（火）～７日（月）［準備期間：９月１日～30日］

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で70回目になります。各職場においては下記のような様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

〈スローガン〉

健康づくりは　人づくり　みんなでつくる　健康職場

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（９月１日～30日）に実施する事項

重点事項　※　詳細は下表をご覧ください

- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 労働者の心身の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- 受動喫煙防止対策に関する事項
- 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- その他の重点事項

準備期間に実施する事項（1．重点事項）（抜粋）

過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 ②事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 ③改正労働安全衛生法（平成31年４月１日施行）に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導などの実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底　ほか
メンタルヘルス対策	①事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明 ②衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善 ③４つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供 ④労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ⑤ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析およびこれを活用した職場環境改善の取組　ほか
化学物質による健康障害防止対策	①製造者・流通業者が化学物質を含む製剤などを出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認 ②SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ③ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進　ほか
石綿による健康障害防止対策	①吹付石綿などが損傷、劣化し、労働者が石綿などにばく露するおそれがある建築物などにおける吹付石綿、保温材などの除去、封じ込めなどの徹底（貸与建築物などの場合において貸与者などに措置の実施を確認し、または求めることを含む。） ②石綿にばく露するおそれがある建築物などにおいて労働者を設備の点検、補修などの作業などで臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止　ほか
受動喫煙防止対策	①「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 ②支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る測定機器の貸出し、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の効果的な活用
治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針などの表明と労働者への周知　②研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③相談窓口などの明確化　④両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
その他	①職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 ②「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底　③事務所や作業場における清潔保持

2．労働衛生３管理の推進など　**3．作業の特性に応じた事項**　**4．東日本大震災及び平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進**

主　唱　厚生労働省、中央労働災害防止協会

協　賛　建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

主な取組事項については、以下の支援体制をご活用ください。

産業保健総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています

https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1389/Default.aspx

産業保健総合支援センター　検索

産業保健関係助成金　検索

治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html

「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組事例、各地で開催するシンポジウムやセミナー等を紹介しています。

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

治療と仕事の両立　検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

職場のあんぜんサイト　化学物質　検索

腰痛予防対策

陸上貨物運送・社会福祉・保健衛生業を対象とした腰痛予防対策の講習会（無料）を実施しています。

（腰痛予防対策講習会申込HP↓）

https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo

腰痛予防対策講習会　検索

メンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関する、法令・通達・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

http://kokoro.mhlw.go.jp/

メンタルヘルス対策･過重労働対策　検索

こころの耳　検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

【受動喫煙防止に関する各種支援事業】
- 受動喫煙防止対策補助金
- 受動喫煙防止対策に関する相談事業
- たばこ煙濃度など測定のための機器の貸し出し

職場　受動喫煙　検索

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます

（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）

https://work-holiday.mhlw.go.jp/
- 企業の働き方改革の取組を知りたい
- 制度、支援策を知りたい
- 企業の「ゆう活」の取組事例を知りたい
- 仕事の進め方などの課題別の対策を知りたい

（働き方改革特設サイト↓）

https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/
- 働き方改革関連法とは？
（労働時間の上限規制、年次有給休暇の時季指定など）
- 助成金のご案内

働き方休み方改革　検索

働き方改革特設　検索

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を策定しました

（令和元年７月12日付け基発0712第３号）

このガイドラインは、パソコンなど、情報機器を使って作業を行う労働者の健康を守るためのガイドラインです。

情報機器作業による労働者の心身の負担を軽くし、支障なく働けるようにするため、事業者が講ずべき措置をまとめています。

ガイドラインの枠組み

○作業環境管理

情報機器作業を行う環境の整備方法について説明しています。
（例：ディスプレイの明るさ、情報機器や机・椅子の選び方）

○作業管理

情報機器作業の方法について説明しています。
（例：一日の作業時間、休憩の取り方、望ましい姿勢）

○健康管理

情報機器作業者の健康を守るための措置について説明しています。
（例：健康診断、職場体操）

○労働衛生教育

上記の対策の目的や方法について、作業者や管理者に理解してもらうための教育について説明しています。

ポイント：近年の情報機器作業の多様化や技術革新にも対応

作業区分を見直し、タブレットやスマートフォンに関する事項を盛り込んでいます。
作業区分に応じた対策については、裏面で詳しく説明しています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R元.７）

「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（旧）からの変更内容

平成14年４月５日付け基発第0405001号「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」は廃止しました。

・「VDT」から「情報機器」へ名称の変更
・技術革新への対応として、タブレットやスマートフォンに関する事項などの技術的見直し
・情報機器作業の多様化を踏まえた作業区分の見直し

作業区分の変更内容（概要）

旧

	VDT作業時間	作業の種類	作業環境管理	作業管理		健康管理
A	１日４時間以上	単純入力型、拘束型	照明・採光 グレアの防止 騒音の低減 点検・清掃	１日の作業時間が過度に長時間とならない 一連続作業時間が１時間を超えない 作業途中、１，２回の小休止 次の連続作業までに10～15分の作業休止 ＊作業区分Aは「設定」、作業区分Bは「指導」 ＊作業区分Aは、１日の連続作業時間への配慮	VDT機器の選択 機器や姿勢の調整	健康診断 ・業務歴 ・既往歴 ・自覚症状の有無 ・眼科学的検査 ・筋骨格系検査 ＊作業区分Bは、筋骨格系検査については医師の判断による
B	１日２時間～４時間	単純入力型、拘束型、				
	１日４時間以上	対話型、技術型、監視型、その他の型				
C	１日２時間未満	単純入力型、拘束型	必要に応じ上記に準じて行う			自覚症状を訴える者のみ上記の検査を行う
	１日４時間未満	対話型、技術型、監視型、その他の型				

新

	作業区分の定義	作業環境管理	作業管理		健康管理
拘束性のある作業（注１）	１日に4時間以上情報機器作業を行う者であって次のいずれか： ・常時ディスプレイを注視、または入力装置を操作 ・休憩や作業姿勢の変更に制約	照明・採光 情報機器の選択 騒音の低減 点検・清掃	１日の作業時間が過度に長時間とならない 一連続作業時間が１時間を超えない 作業途中、１，２回の小休止 次の連続作業までに10～15分の作業休止 ＊「拘束性のある作業」は、１日の連続作業時間への配慮	機器や姿勢の調整	健康診断 ・業務歴 ・既往歴 ・自覚症状の有無 ・眼科学的検査 ・筋骨格系検査
それ以外（注２）	上記以外の情報機器作業対象者				自覚症状を訴える者のみ上記の検査を行う

注１：作業時間または作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの（全ての者が健診対象）
注２：上記以外のもの（自覚症状を訴える者のみ健診対象）

社員が病気になっても安心して仕事を続けられるために…。

企業として、社員が治療を続けながら安心して働くことができる職場環境を作りましょう。対応にお困りの産業保健スタッフ、人事労務担当者の皆さま、ぜひ各種支援をご利用ください。

支援は全て
無料！

＜治療と職業生活の両立支援サービスの内容＞

■個別訪問支援

これから両立支援に取り組む企業等の依頼を受けて、両立支援促進員（社会保険労務士、ＭＳＷ、保健師等の専門家）が事業場を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。

■事業者啓発セミナー

平成28年2月に厚生労働省から示された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーを実施します。

■個別調整支援

両立支援促進員が、事業場に出向いて個別の患者（社員）に係る健康管理について、事業者と患者（社員）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。この支援は、患者（社員）又は患者（社員）から主治医の意見書が提出された企業担当者や産業保健スタッフ等からの申出により実施します。
＊支援の実施に当たっては、ご本人の同意が必要になります。

■窓口での相談対応

治療と職業生活の両立支援に関する相談に、電話、メール、面談等により対応します。
＊面談は予約制です。

◎支援内容についてなど、お気軽にお問合せください。

北海道産業保健総合支援センター

TEL:０１１－２４２－７７０１

受付時間：月～金曜日（１０時～１７時）

メールのお問合せは→sanpo01@hokkaidos.johas.go.jp

※裏面が支援申込書になっています。

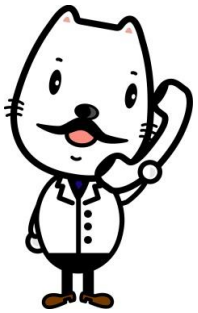

～厚生労働省・産業保健活動総合支援事業～　（平成28年11月）

治療と職業生活の両立支援申込書

札幌東労働基準監督署扱い　平成　　年　　月　　日

事業場名					
業　　種		事業内容		労働者数	人
所　在　地	〒				
	ＴＥＬ		ＦＡＸ		
担　当　者	部署名		氏　名		
	E-mail				
	職　種	□ 産業医　□ 保健師・看護師　□ 事業主 □ 労務管理担当　□ 衛生管理者　□ 労働者（患者） □ その他　（　　）			

希望する支援内容　□にチェックを入れ、希望する番号に○印を付けてください。

□ 個別訪問支援

＊担当者が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入等についてアドバイスします。

1 管理監督者向け両立支援教育　（事業場の管理監督者や労働者等に対し、意識啓発を行うセミナー）
2 事業場内体制の整備
3 事業場内規程等の整備
4 事業場の勤務、休暇制度の整備
5 両立支援の進め方
6 両立支援に係る情報提供
7 その他（具体的に：　　）

□ 啓発セミナー

＊ガイドライン等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーです。

□ 個別調整支援（ご本人の同意が必要）

＊事業場と労働者（患者）間の、仕事と治療の両立についてアドバイスします。

1 労働者（患者）との治療に対する配慮の検討
2 両立支援の進め方
3 両立支援プランの作成
4 職場復帰支援プランの作成
5 主治医等への相談
6 就業上の措置についての検討
7 その他（具体的に：　　）

【申込先】独立行政法人労働者健康安全機構　北海道産業保健総合支援センター

ＦＡＸ：０１１－２４２－７７０２

※申込書受領後、当センターからご連絡いたします。
※この用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。